

(別紙)

事業主体	対 象	金 額	貸付・給付等	募集期間	募集人員	募集方法等	問い合わせ先
令和7年度 福島県奨学資金 《震災特例採用》	<対象者> ・高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は修業年限2年以上の専修学校の高等課程(福島県教育委員会で定める専修学校に限る。)の生徒であること。 ・県内の高等学校、専修学校(高等課程)に在学する者については、県内に6ヶ月以上住所を有していること。 ・県外の高等、専修学校(高等課程)に在学する者については、震災時に生徒本人が本県に住所を有し、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。 ・原子力災害被災地域において被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準以下であること。 ①警戒区域又は計画的避難区域内に居住して避難した場合 ②緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合 ・主たる生計維持者(保護者等)の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。	<貸与月額> 国公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円 私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円 ※保護者と同居の場合は自宅通学扱い	<貸与期間> 令和7年4月～令和8年3月 <返還> 卒業月の6ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に応じ、20年以内に、全額を半年賦(年2回)で返還。 ただし、卒業から5年経過後も年収300万円以下の場合は願出により返還義務を免除する。 5年経過前に収入(見込)が300万円を超えた場合、その時点で返還義務が発生する。	令和7年 6月30日(月) (必着)	-	福島県高等教育課ホームページ 福島奨学資金 検索 	〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16 高校教育課「震災特例奨学資金担当」 電話 024-521-7775 FAX 024-521-7973